

臓器提供意思カード（ドナーカード）に対する基本方針

医療法人讃生会宮の森記念病院

2023年10月17日

当院では、「臓器提供意思表示カード」（ドナーカード）を保持している患者様、御家族から臓器提供の意思表示があった場合等の対応を定めています。当院の基本方針としては、臓器提供の任意性と移植機会の公平性を確保するとともに、患者様、御家族の意思を尊重します。

1. 当院では、「臓器提供意思表示カード」（ドナーカード）を保持している患者様、御家族から臓器提供の意思表示があった場合等の対応を定めています。
2. 当院は、法に基づく臓器移植施設及び脳死下での臓器提供施設、心停止下における臓器（腎臓、膵臓及び角膜）の提供施設のいずれにも該当はしておりません。しかし、終末期患者・家族の意思決定支援を行い、本人、ご家族がご希望された場合は日本臓器移植ネットワークを利用して臓器提供拠点施設をご紹介します。
3. 法に基づく臓器摘出の要件は、本人の書面による臓器提供の意思表示があり遺族が臓器提供を拒まないとき又は遺族がいないとき、あるいは、本人の臓器提供の意思が不明であり遺族が臓器提供を書面により承諾するとき、となっております。
4. 臓器提供に対する意思について表示する書面が「臓器提供意思表示カード」（ドナーカード）となります。
5. 当院の基本方針としては、臓器提供の任意性と移植機会の公平性を確保するとともに、患者様、御家族の意思を尊重します。また、患者様、御家族から臓器提供の意思表示があった場合は、「個人情報保護方針」に沿って守秘義務を遵守します。